

令和8年度
欧米豪向けプロモーションに係る
業務委託仕様書
(企画提案時)

令和8年7月

福岡市

本仕様書は「令和8年度欧米豪向けプロモーションに係る業務委託」（以下「本業務」という）の契約締結に必要な仕様を定めるものである。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市をいい、乙とは提案者をいう。

1 件名

令和8年度欧米豪向けプロモーションに係る業務委託

2 業務の趣旨・目的

ヨーロッパ、カナダ、アメリカ及びオーストラリア(以下、「欧米豪市場」という)の旅行者及び観光関係事業者に対し、福岡市の魅力を効果的に発信し、観光目的地としての誘客促進及び将来的な福岡直行便就航を目的とする。福岡市が持つ歴史・文化・食・自然・都市機能のバランスの取れた魅力等を、ターゲット市場の嗜好や旅行トレンドに即した形で訴求することで、持続可能なインバウンド観光の拡大を目指す。

あわせて、現在取り組んでいる西のゴールデンルート(※)においては、大阪より西側にある自治体の魅力的な観光資源を広域的な周遊ルートとして発信し、西日本・九州の誘客促進につなげることを目的としており、本業務を通じて西のゴールデンルートの魅力等もあわせて発信することで、福岡市のみならず西のゴールデンルートのさらなる誘客促進を図る。

※「西のゴールデンルート」とは

世界的にインバウンドが急速に回復する状況において、西日本・九州にも誘客を図るため、西日本・九州が一体となり、それぞれの地域の魅力の発信・プロモーションに取り組む。

【西のゴールデンルート専用サイト】

<https://west-goldenroute.jp/> (日本語) <https://japan-west-goldenroute.com/> (英語)

【西のゴールデンルート実行委員会に参画している自治体】

神戸市、姫路市、鳥取県、岡山県、岡山市、広島県、下関市、高松市、松山市、北九州市、福岡市、柳川市、武雄市、長崎市、壱岐市、別府市、由布市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

3 提案限度価格

48,000 千円(上限額、消費税及び地方消費税含む)

※上限額を超える場合は、失格とする。

4 業務の概要

本業務は、2で示した目的を達成するために、以下に示す(1)～(4)及びその他の事務に関する業務について委託するものである。

- (1) 全体業務関連
- (2) アメリカ、カナダ及びオーストラリア市場向けプロモーション
- (3) ヨーロッパ市場向けプロモーション
- (4) その他追加提案

5 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日(金)まで

6 業務の内容等

(1) 全体業務関連

① 業務内容

- ・本仕様書7以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・(2)～(4)の業務を遂行するための実施計画(スケジュール含む)や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえて取り組むこと。特に、当該事業に係る第三者への電子メールの送信にあたっては、BCC送信の徹底を図ること。
- ・(2)～(4)の業務を実施する際は、ターゲット市場の視点に立った内容とするため、現地の旅行特性等を考慮すること。
- ・(2)～(4)の業務において英語による成果物を制作する際は、機械的に日本語を翻訳するのではなく、必ずネイティブチェック等により、ターゲットの視点に立った伝わりやすい表現とすること。
- ・実施計画策定にあたっては、観光庁及び日本政府観光局(JNTO)が策定した新たな「訪日マーケティング戦略」(令和8年4月28日発表)等を参考にしながら、福岡市及び西のゴールデンルートの地域特性に応じた取り組みを検討すること。

② 提案事項

- ・事業の全体スケジュールや実施体制を提案すること。
- ・個人情報の管理をはじめセキュリティ体制を強化するための手法について具体的に提案すること。
- ・欧米豪旅行客の旅行特性等に精通した人材のプロフィールや本業務における関わり方について具体的に提案すること。
- ・英語による成果物を制作する際のネイティブチェック等の手法を具体的に提案すること。

(2) アメリカ、カナダ及びオーストラリア市場向けプロモーション

① 業務内容

(ア) 共通事項

- ・アメリカ、カナダ及びオーストラリア市場をターゲットに、福岡市及び西のゴールデンルートへの送客促進に係るプロモーションを実施すること。なお、福岡市を主としつつ、併せて西のゴールデンルートの魅力も発信するよう留意すること。
- ・プロモーションを実施する際は、西のゴールデンルートのロゴの活用や専用webサイト、SNSとも連携を図ること。

(イ) BtoB プロモーション

- ・「カナダ旅行業協会(ACTA)年次総会」(11月30日(月)～12月4日(金)開催)へ市職員に同行して参加し、旅行商品の造成促進を行うこと。
- ・現地旅行会社等へのセールスコールを行い、旅行商品の造成促進を行うこと。
- ・その他、旅行商品造成に繋がる効果的なプロモーションを行うこと。

(ウ)BtoC プロモーション

- ・ ウェブ広告やSNS広告、交通広告等を活用しターゲット市場の個人旅行者に対し、福岡市及び西のゴールデンルートへの送客につながる取り組みを行うこと。ウェブ広告等のウェブプロモーションを行うにあたっては、市が保有する動画や体験コンテンツ等の活用も検討すること。
- ・ OTAの活用や旅行商品販売などを通して送客するにあたっては、送客実績が確実に把握できる取り組みを実施すること。

(エ)直行便就航に向けたプロモーション

- ・ アメリカ及びカナダから主要ハブ空港へ就航している航空会社等に向けて、当該ハブ空港経由の福岡便の増便及び将来的な福岡直行便就航を目的とした取り組みを実施すること。

②提案事項

- ・ ターゲット市場であるアメリカ、カナダ及びオーストラリアについて、市場規模、訪日旅行需要、福岡市との親和性、費用対効果等を踏まえ、各市場に対する取組の重点配分(予算・事業量・広告出稿量等)の考え方及び配分比率を提案すること。
- ・ ACTA年次総会において、バイヤーの旅行商品造成意欲向上のために効果的な手法を提案すること。
- ・ セールスコールを行う旅行会社を、市場ごとに具体的に提案すること。また、提案した旅行会社を選定した理由を示すこと。
- ・ ACTA年次総会への参加及びセールスコール以外で、旅行商品造成に繋がる効果的なBtoBプロモーションを市場ごとに提案すること。
- ・ ターゲット市場の個人旅行者に向けて送客につながる具体的手法を市場ごとに提案すること。なお、単に広告の手法や回数等を示すだけでなく、当該手法等が旅行者に対してどのように効果的で、関心を高めることにつながりうるかの考え方も具体的に示すこと。
- ・ 直行便就航に向けたプロモーションの提案にあたっては、将来的な直行便就航を狙う航空会社(1社以上)を定め、送客増に資する取り組みを提案すること。提案にあたっては、ターゲットとする航空会社を選定した理由もあわせて示すこと。
- ・ 各プロモーションに共通して、商談数や広告閲覧数、ツアー造成数及び送客実績等にかかるKPIを設定すること。なお、送客実績に係るKPIについては福岡市への送客数の設定は必須とし、西のゴールデンルートエリアの送客数に関するKPIについても設定することが望ましい。

(3)ヨーロッパ市場向けプロモーション

①業務内容

- ・ ヨーロッパから1か国以上の市場を選定し、福岡市及び西のゴールデンルートへの送客につながるプロモーションを実施すること。なお、福岡市を主としつつ、併せて西のゴールデンルートの魅力も発信するよう留意すること。
- ・ プロモーションを実施する際は、西のゴールデンルートのロゴの活用や専用webサイト、SNSとも連携を図ること。
- ・ プロモーションを行うにあたっては、市が保有する動画や観光コンテンツ等の活用も検討すること。

②提案事項

- ・ プロモーションを行う市場を1か国以上選定すること。選定した理由も具体的に示すこと。
- ・ ターゲット市場に向けて送客につながる具体的手法を提案すること。なお、単に広告の手法や回数等を示すだけでなく、当該手法等が旅行者に対してどのように効果的で、関心を高めることにつながりうるかの考え方も具体的に示すこと。
- ・ プロモーションに係るKPIを設定すること。

(4) その他追加提案

福岡市や西のゴールデンルートからの誘客促進、または欧米豪市場から福岡空港への直行便就航につながる取組み事項があれば提案すること。その際、提案内容に応じた KPI を設定すること。

(5) 効果測定・分析及び報告書作成業務

- ・ 本業務の効果を測定・分析し、次年度以降の施策に資する考察を行い、報告すること。
- ・ 上記について事業終了時に報告書としてまとめ、提出すること。

(6) その他

- ・ 6(1)～(4)で制作した広報物については、JNTOが持つオウンドメディア(SNS等)での情報発信やイベント等での横展開など、JNTOに対して協力の依頼を行うこと。
- ・ 本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議の上決定する。
- ・ 各業務にかかる一切の経費(商談会への参加費含む)は、全て委託費に含むものとする。

7 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

①基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

また、当該事業に係る電子メールの送信にあたっては、BCC 送信の徹底を図ること。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

②従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

8 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) その他

・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。

・委託契約金額には、旅費、通信費、燃料費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含む。

・本業務の実施に伴う成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)は、本市に帰属する。

・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、乙が負うものとする。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成 23 年福岡市規則第 51 号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第 66 条第 2 項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。

(2) 個人番号

番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業員を文面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業員の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、年に1回以上、原則として実地検査を行うほか、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

なお、実地検査を行うに当たっては、別添「個人情報・情報資産の委託先監督チェックリスト」により確認を行うものとする。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

別添 個人情報・情報資産の委託先監督チェックリスト

		課長	係長	担当者
	決			
	裁			

個人情報・情報資産の委託先等監督チェックリスト

このチェックリストは、契約書添付の「個人情報・情報資産取扱特記事項」の各項目に関し、委託先等において適切に実施されていることを確認するためのものです。実地検査を行う場合は、このチェックリストに基づいて、委託先等の安全管理措置状況を確認してください。

契約件名		確認者	
委託先等		補助者	

適→○ 否→× 該当なし→/

確認項目		確認結果	実施日	確認内容
1	組織体制等	① 個人情報等の管理体制を確認		
		ア. 個人情報等の取扱責任者や取り扱う担当者は明確になっているか。		
		イ. 取り扱う文書・データの種類、個人情報等の記載項目は明確にされているか。		
		② 漏えい事故等発生時の体制を確認		
		ア. 委託業者内での報告体制は明確になっているか。		
		イ. 委託業者から市への報告体制は明確になっているか。		
		③ 従事者に対する研修の実施状況を確認		
		ア. 研修資料、対象者、実施回数は適切か。		
		④ 業務の再委託は原則として認められないことを踏まえた確認		
		ア. 業務の再委託を行う場合、市からの承諾を得ているか。		
イ. 再委託先で個人情報の取り扱いがある場合、再委託先でも同等の措置が行われることを確認しているか。				
2	作業場所、保管場所	① 個人情報等を取扱う作業場所を確認		
		ア. 個人情報等を取り扱う区域や場所を明確に定めているか。		
		イ. 入退室管理を適切に行っているか。		
		ウ. 十分なスペースが確保され、整理整頓されているか。		
		② 個人情報等の保管場所を確認		
		ア. 個人情報等の保管場所・保管方法は適切か。(個人番号が記載された書類は、施錠できる場所に保管しているか。)		
		イ. USBメモリ等の電磁的記録媒体を使用する場合、施錠できる場所に保管されているか。		
		ウ. 本契約に関係のない他の書類、電磁的記録媒体等と区分されているか。(自社のものや他契約のもの)		
		③ 個人情報を含むデータの保存場所や取り扱いの状況を確認		
		ア. 個人情報等を含むデータが、アクセス権やパスワード等により、許可された者のみが閲覧できる場所に適切に保存されているか。		
イ. サーバーおよび端末において、修正プログラムが適切に適用され、ウイルス対策ソフトが最新状態で運用されているか。				

3	個人情報の取 受、利用	①漏えい等の事故を防止するための対策を確認		
		ア.個人情報等の取受や送付について、記録等の管理が行われているか。(日時・書類名・担当者等)		
		イ.郵送時に、封入物のダブルチェックをするなど誤送付対策が適切に行われているか。		
		ウ.メール送信時には、事前に複数人で確認するなど誤送付対策が適切に行われているか。		
		エ.WEBへの公開時には、事前に複数人で確認するなど公開情報の確認等の対応を行っているか。		
		②作業場所以外への持ち出し時の安全対策を確認		
		ア.契約書等で定められた場所以外に持ち出しを行っていないか。持ち出す場合は、市に書面で承認を得ているか。		
		イ.持ち出す場合、責任者に許可をとるとともに、日時、書類・データの名称、持出先、持ち出し者名などを記録しているか。		
		ウ.施錠可能なバッグを使用するなど、紛失・盗難対策を行っているか。		
		エ.USBメモリ等でデータを持ち出す場合、暗号化やパスワード設定を行っているか。		
		③業務目的以外での利用、外部提供、複製を確認		
		ア.業務以外の目的で複製や加工を行う場合、市に書面で承諾を得ているか。		
イ.業務以外の目的外利用をする場合(自社の営業活動など)、市に書面で承諾を得ているか。				
4	返還・廃棄・消 去	①個人情報の返還や廃棄が適切に行われていることを確認		
		(個人情報を市に返還する場合) ア.返還が必要な書類や電磁的記録媒体等の引き渡しを受けたか。		
		(個人情報を委託業者で廃棄・消去する場合) イ.媒体に応じて適切な方法で、復元不可能な方式により廃棄等を行った旨の証明書は提出されているか。		

【確認要領】

- ① 特記事項に基づき、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行ってください。
※委託先が遠隔地にある等の理由により現地に赴くことが難しいような事情がある場合は、例えばテレビ通話や写真等で管理の現況を確認するなど、代替方法により確実に検査を実施してください。
※確認項目1及び4については、提出された書類等の確認を持って検査に代えることもできますが、必要に応じて実地検査により確認を行ってください。
- ② 実地検査は原則として本契約の監督員が実施してください。やむを得ず監督員以外の者が実施する場合は、事前に所属長に承認を受けた者が実施してください。また、必要に応じて補助者を指名し、複数人で確認を行ってください。
- ③ 確認項目ごとに、確認結果及び実施日、確認内容を記載してください。
【確認結果】 適→○ 否→× 該当なし→/ ※業務内容により確認する必要がない項目は「該当なし」を選択
【実施日】 実地検査を行い確認した日を記載
【確認内容】 実地検査において確認した内容(適否判定の根拠)を記載
- ④ 確認結果が「否(×)」の場合は、委託先等と協議の上、改善に要する期間を定め、改善を指導してください。
また、改善結果を報告させるとともに、必要に応じて再度実地検査を実施するなどして、改善状況を確認してください。
なお、改善が確認できた場合は、確認内容欄にその旨(再確認日・改善結果)を追記してください。
- ⑤ 全ての項目の確認が終了した後、課長まで決裁のうえ、契約の一件書類に編綴してください。

※ 業務内容に応じて項目の追加が必要な場合は、適宜確認項目を追加(行を追加)して実施してください。
ただし、既存の確認項目について削除または改変する場合は、事前に情報セキュリティ統括管理者に協議が必要です。
(情報セキュリティ共通実施手順8(1)①工)